

燕市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

燕市長 佐 野 大 輔

燕市条例第 1 7 号

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

- 10 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされたもの(以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされたことにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第6条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(以下「令附則第25条非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されたときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額に減免するものとする。この場合において、この項前段の規定による減免は、第17条第2項に規定する申請によらず行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の燕市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。